岐阜県土地利用基本計画(第六次)(案)の概要

1 県土の利用に関する基本構想

○ 県土の利用にあたり、持続可能な県土利用・管理を実現するための基本方針

(1) 県土利用の基本方針

ア 県土利用の基本理念

公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図る

イ 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

(ア)人口減少・高齢化による県土管理の低下と地域活力の維持
(イ)大規模自然災害に備えた安全・安心な県土の形成
(ウ)自然環境と良好な景観の保全と継承
(エ)交通ネットワークの形成による地域産業の発展

ウ 持続可能な県土利用・管理の基本方向

(ア) 地域の活力が創出される県土利用・管理

①土地利用の効率化・最適化の推進
- 所有者不明土地や空き家の利用の円滑化、適正な管理
- 荒廃農地の発生防止、利用

②活力と魅力にあふれる県土の構築
- 地域の持続性確保につながる産業集積に向けた土地利用転換等、関連制度の弾力的活用や見直し
- 人が行き交い、集いたくなる賑わいのあるまちづくり

(イ) 安心して暮らせる県土利用・管理

①防災・減災対策の推進
- 気候変動に伴う水災害の激甚化・頻発化に対応する「流域治水」の推進
- 水源かん養等に重要な役割を果たす森林の整備、保全
- 事前防災・事前復興の観点からの地域づくり

②土地利用の適正な規制・誘導
- 災害ハザードエリアにおける開発抑制と居住誘導

(ウ) 自然と共生した美しくゆとりある県土利用・管理

①自然環境の保全・再生
- 保護地域の拡大、OECMの設定・管理による広域的な生態系ネットワークの形成
- グリーンインフラ、Eco-DRRなど自然環境が有する多様な機能を活用した地域課題の解決

②自然環境の保全と脱炭素社会ぎふの実現との両立
- 再生可能エネルギー施設の適正立地と地域共生の推進

(ア)～(ウ)を支える横断的な推進基盤

(エ) デジタル技術を活用した県土利用・管理

リモートセンシング等のデジタル技術の徹底活用による県土利用の効率化・高度化、各主体の所有データのオープン化

(オ) 多様な主体の参加と官民連携による県土利用・管理

適切な利用管理が行われていない土地の公共的管理の促進、利用拡大に向けた民の力の最大限の活用など官民連携の推進

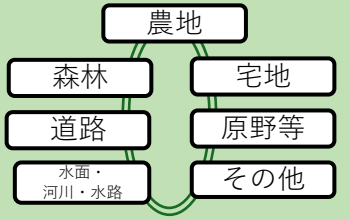
(2) 地域類型別の県土利用の基本方向

都市
相互貢献・連携
農山村
相互貢献・連携
自然維持地域

- 中心部や生活拠点等への都市機能や住居の集約化
- 防災ハザードエリアの開発抑制とより安全な地域への居住誘導
- 農用地の保全等による活性化
- 野生鳥獣対策による被害の防止と適正な管理
- 保護地域とOECMによる広域的な生態系ネットワークの促進　等

(3) 利用区分別の県土利用の基本方向

- 食料の安定確保に不可欠な優良農地の確保
- 100年先を見据えた森林の再配置と多面的利用
- 緊急輸送道路等の整備や老朽化した社会インフラの維持管理
- 低未利用土地、空き家の有効活用　等



岐阜県土地利用基本計画(第六次)(案)の概要

1 県土の利用に関する基本構想

(4) 圏域別の県土利用の基本方向

岐阜圏域

・長良川鵜飼の継承と歴史・文化を生かした地域振興
・新たな交通システム導入検討を含めた持続可能な交通ネットワーク構築
・名神高速道路、東海環状自動車道及び東海北陸自動車道を生かした産業集積の促進
・えだまめや柿をはじめとした都市近郊型農業の振興
・北部の山間地におけるスギを中心とした林業の振興
・木曽川、長良川、揖斐川等における流域治水の推進

西濃圏域

・名神高速道路、東海環状自動車道の整備を生かした産業集積の促進
・史跡関ケ原古戦場の保全・継承と観光活用による地域活性化
・大区画ほ場整備を生かした土地利用型作物の生産や施設園芸の振興
・北部及び西部の山間地におけるスギを中心とした林業の振興
・揖斐関ケ原養老国定公園や３つの県立自然公園の保全と活用
・揖斐川等における流域治水の推進、北部・西部の大雪対策

中濃圏域

・世界農業遺産「長良川の鮎」の里川システムを生かした農村振興
・東海環状自動車道、東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道、濃飛横断自動車道の整備を生かした観光産業の発展
・高冷地野菜や茶生産の農業、乳牛を中心とした畜産業の振興
・北部のスギや東部のヒノキを中心とした林業の振興
・飛騨木曽川国定公園や奥長良川県立自然公園の保全と活用
・木曽川、長良川等における流域治水の推進、北部の大雪対策

東濃圏域

・リニア中央新幹線岐阜県駅（仮称）を中心としたまちづくりの推進
・中央自動車道、東海環状自動車道、濃飛横断自動車道を生かした産業集積の促進
・養鶏を中心とした畜産業の振興
・ヒノキを中心とした林業の振興
・恵那峡を含む４つの県立自然公園の保全と活用
・木曽川等における流域治水の推進

飛騨圏域

・豊富な温泉資源や観光資源を生かした観光振興
・東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道、濃飛横断自動車道の整備を生かした観光振興と農産物販路の拡大
・ほうれんそうやりんご、肉用牛を中心とした農畜産業の振興
・地域総面積の９割を占める森林資源による木工産業の振興
・中部山岳等４つの国立・国定公園及び６つの県立自然公園の保全と活用
・火山対策、宮川、飛騨川等の流域治水の推進、北部の大雪対策

2 土地利用の原則及び調整指導方針

○ 国土利用計画法に基づく土地利用（五地域区分）の原則及び調整方針

(1) 五地域区分の土地利用の原則

五地域	土地利用の原則
都市地域 （都市計画法）	一体の都市として総合的に開発し、整備し、保全する必要性がある地域（都市計画法に基づく都市計画区域）
農業地域 （農振法）	農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域（農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域）
森林地域 （森林法）	森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域（森林法に基づく国有林、地域森林計画対象民有林）
自然公園地域 （自然公園法）	優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要があるもの（自然公園法に基づく国立公園、自然公園等）
自然保全地域 （自然環境保全法）	良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要があるもの（自然環境保全法に基づく自然環境保全地域等）

(2) 五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

自然公園地域・自然保全地域≒森林地域＞農業地域＞都市地域

(3) 五地域区分を補完する調整指導方針（個別の土地利用課題への対応）

- **大規模な土地利用の転換への対応**
 県土の保全や安全性の確保、環境に配慮した適正な土地利用
- **インターチェンジ周辺や幹線道路沿いの開発への対応**
 土地利用の規制・誘導により、周辺地域と調和した適正な土地利用
- **再生可能エネルギー関連施設への対応**
 自然環境、景観、防災等に配慮し、地域との共生を図る適正な土地利用
- **農地と宅地等が無秩序に混在する地域への対応**
 必要な土地利用のまとまりを確保するなど、相互の土地利用の調和を図る適正な土地利用
- **五地域に属さない地域への対応**
 地域の特性や周辺地域との関連を考慮した適正な土地利用